


項目	水痘の流行について（警報）
配付資料	水痘の流行について（警報）
内容及び報道に当たってのお願い	<ol style="list-style-type: none">公表の目的 個人情報の保護に留意しながら、感染症の予防のために必要な情報を公表することにより、感染症による被害の拡大及びまん延の防止を図るとともに、広く道民に注意を喚起し、もって道民の健康を保護することを目的に報道発表を行います。感染症発生動向調査事業における小児科定点からの報告 標記事業に係る北見保健所管内の小児科定点医療機関から報告される2019年第36週（9月2日～9月8日）分の水痘患者数が国の定める警報レベルに達しましたので、お知らせします。水痘予防のポイント<ul style="list-style-type: none">水痘ワクチンの接種により、水痘の重症化や発症を予防出来ます。空気感染、飛沫感染、接触感染に係る対策が有効です。
担当	北海道北見保健所（北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室） 健康推進課長 水口 真弓 電話 0157-24-4173 

水痘の流行について（警報）

令和元年（2019年）9月10日（火）15:00

北海道北見保健所
（北海道オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室）
TEL 0157-24-4173 FAX 0157-24-4199

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和元年（2019年）第36週（2019年9月2日～2019年9月8日）に、北見保健所管内の小児科定点医療機関から報告される水痘患者報告数が、1医療機関あたり、国の定める警報基準である2人以上となりましたので、まん延を防止するため警報を発令します。

今後、北見保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 水痘の予防

・水痘の原因病原体である水痘帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避けることが重要です。

・平成26年10月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1回の接種により重症化を、2回の接種により発症を防げると考えられています。

2 水痘とは

水痘は、水痘帯状疱疹ウイルスの感染によって引き起こされる感染症で、感染成立から約2週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶた（痂皮化）になります。

また、一部は脳炎・肺炎・肝炎などを合併し、とくに免疫機能が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

感染症発生動向調査によると、患者のほとんどが、9歳以下です。

また、学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

3 その他

(1) 最近5週における小児科定点医療機関からの水痘患者報告状況

（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第32週 (8/5～8/11)	第33週 (8/12～8/18)	第34週 (8/19～8/25)	第35週 (8/26～9/1)	第36週 (9/2～9/8)
北見保健所	0	0	0.75	0	2.25※
全道	0.12	0.11	0.21	0.09	-
全国	0.26	0.19	0.24	0.16	-

※第36週の患者報告数は速報値。

(2) 水痘警報（注意報）とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、全道の小児科定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した警報（注意報）レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを指します。

<水痘警報（注意報）レベル>

	警報開始基準値	警報終息基準値 (注意報基準値)
1 定点あたり患者数 (人)	2	1

*全道の発生状況については、北海道立衛生研究所北海道感染症情報センターホームページにて公開しています。（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>）